



知教労ニュース

発行 知多地方教職員労働組合(知教労)

〒475-0929 半田市仲田町1-18 Tel&Fax 0569-24-5216

HP: http://www.chikyoro.ikaduchi.com/ e-mail: chikyoro@oboe.ocn.ne.jp

突然に提案! 許されない人事異動方針案の撤回を!

- Aグループ・・・東海市・東浦町・半田市・大府市・武豊町・阿久比町
- Bグループ・・・東海市・東浦町・半田市・常滑市・知多市・阿久比町
- Cグループ・・・知多市・常滑市・半田市・武豊町・美浜町・南知多町



稲沢市・知立市の二地

同一勤務校、新規採用者の異動
...組合との合意を守らせよう!

知多管内のH23人事異動方針案が 明らかになる

すでに、多くの学校で話がでたかもしれませんが、九月六日に開かれた管内校長会で、今年度の人事異動方針案が提案されました。それによると、①同一勤務校は、七年をめぐるとし、最長十年とする。②新規採用者は四年をめぐるとし、最長六年とする。③十市町のうち六つのグループ(A・B・C)を三つ構成し、希望はA・B・Cで記入するという内容でした。

昨年まで、希望順位の欄をなくしてみたり、市町の選択によっては、最大六つまで書かせるようなことをする「後退」もあつたものの、「希望と納得」の原則を守るという前提に、「左から読む」という合意を知教労と管理主事の間で取り交わしてきた経緯があります。今回の突然の発表はその観点からも逸脱しており、まさに大きな後退といえるでしょう。

域のみであり、市町で独自の方針をもつことは可能とはいえ、知多のような広域な場所での移動方針としては、異様と言えます。

また、今回の内容は、取材していくと、正式な知教協の会議では話し合われた形跡がなく、手続きに不備がある可能性があります。

今回の人事異動方針は、十月十四日の知教協(知多地方教育事務協議会)で正式に決定されるとなっています。しかし、知教労は、これは、重大な勤務条件の「改悪」として、十月五日に知教協と話し合いをもち、方針の凍結・撤回を求める予定です。

半田市の教育委員(教育長)選任による 玉突き人事に警戒

半田小校長十月に交代

知教労は、半田市で現半田小学校校長加来正晴氏が途中退職し、教育委員に選任される問題について、年度途中での異動は、学校教育に大きな影響を及ぼすという観点から知多教育事務所と半田市長に抗議してきました。

九月十五日に行われた知多教育事務所との折衝では、山中仁事務所長と竹内淳管理主事が対応し、「今回の人事は、加来校長の自己都合退職であり、教育委員会任命は、半田市の問題である」という態度であつたが、「児童・生徒、保護者への影響ができるだけでないように(後任人事の対策を)する」と約束をしました。

九月十五日に行われた知多教育事務所との折衝では、山中仁事務所長と竹内淳管理主事が対応し、「今回の人事は、加来校長の自己都合退職であり、教育委員会任命は、半田市の問題である」という態度であつたが、「児童・生徒、保護者への影響ができるだけでないように(後任人事の対策を)する」と約束をしました。

二十二日の半田市との折衝では、市長の代理として教育長が対応をしました。当初、「教育委員(教育長)人事については、市長がぜひ必要な方として加来先生を選んだ。撤回する気はない」という答弁を教育部長が繰り返しましたが、「十月に任期が替わることは分かっていたはずだ」という追求に対し、「本

北から南から ~支部だより~

今年も情報公開制度を使って、勤務する市の小中学校の「教員の担当時間数」「4月の勤務の割り振り簿」「4月の出退勤記録簿」を入手しました。

情報公開請求は簡単です。市の総務課に行つて申し込みをすると、学校教育課の担当者どどんな情報が欲しいのかを話し合うので、文書名が違っていても意図が伝わればこちらの欲しい情報を手に入れることができます。情報は、閲覧とコピーの2種類あり、どちらかを選べます。閲覧であれば無料ですし、コピーでも1枚10円です。2週間以内に渡せるかどうか回答があるので、それまで待っていると、2週間後電話連絡がありました。

公開されたものの中には手書きのものもあり、1校で毎月の総超過労働時間が集計していくものがありました。学校教育課の担当者も、「これは法の趣旨と違うので一度話をしておく」とのことでした。他校でも毎月の総超過労働時間を集計していないものが見つかりました。

問題はもう一つありました。月80時間を超過した人数を集計して市教委に出している学校が2校しかありません。他の学校でも月200時間を超える超過労働をした先生もいるのに、集計されないまま放置されているのです。「労働安全衛生法」では、事業者がそれを把握し改善する義務があるとされています。私の勤務する市教育委員会は残念ながら自分は事業者だという認識が無いようです。

愛教労の声かけを受け、知教労で2名衛生推進者の資格を取得しました。平成17年に国会でも労働安全衛生法改正の付帯決議として「学校教育の場においても労働安全衛生の必要性について指導の徹底を図ること」とあります。市教委との話し合いで質していきたいと思つています。(O)



私は、部活動指導と教員の仕事をきつぱりと切り離すのがいいと、かねがね強く思つていました。部活動指導に力を入れると際限のない時間をその指導に費やすことになりまふ。部活動の指導が好きでたまらない人は、地域でクラブ活動を立ち上げて欲しいと思つています。その代わり、異動になつてもそのクラブチームにとどまり、指導方針に賛同して集まつてくる児童生徒を指導して欲しいと思つています。その競技なり文化活動なりを指導したいと熱い思いでおられる方はご自身のライフワークとして活躍していただくに異論はありません。ただ、学校の先生だから自動的に献身的な部活動をせねばならないというのは納得できません。校長も部活動はボランティアだと豪語していますが、強制されたボランティアなどナンセンスです。私は授業や学級に関わる仕事に授業後の時間を費やしたいし、それが本来の教員の仕事だと思つています▼ある同僚が話していました。「部活動と教員の仕事を切り離すのはいい。しかし、そうしたら生徒がどうなるかは目に見えていない。学校から帰つて金を払つてまでクラブ活動をやる生徒は少ないだろう。今は学校で、先生がただで教えてくれるから親もそれを望んでいる。クラブ活動になつて、参加者が減れば参加しない生徒達の中には悪い行いをする人も増えてくるだろう。部活動は、教師にとっては「罪」の部分もあるうが生徒にとっては、人生が変わつたり、悪い道に入る機会をつくらなかつたり、『功』の部分もあるのだ」と▼部活動で汗を流してきた年代ばかりの教員集団なので、もし、クラブ活動に移行したら...という姿が想像できないのはわかります。しかし、参加者が減つたら、参加しない生徒集団は本当に悪い方へと流れていくのでしょうか。部活動がないと生徒は悪くなるのでしょうか。(S)

当は、途中で退職せずに対応できればそれに越したことはない。今後については何か良い方法を考えたいけるとよい(教育長)という認識を示しました。校長の退職にともなう教員の人事異動については、「中身は申し上げられないが、(県教委に)内申をする内容について、現場に混乱を持ち込まないよう配慮したい(教育部長)と答えました。今後十月一日に、人事が発表される予定ですが、動向に注目していかなければなりません。

データで見る『教員の実態』第18回

『354人、194人』

文科省では、3年ごとに『学校教員統計調査』を実施しています。今回は、平成22年度に調査が行われ、今年の7月末に中間報告として公表されました。確定値は来年3月に出される予定になっています。

今回の見出しは、その中からの数字です。しかも、今回初めて統計項目に入れられたものです。実は、平成21年度中における精神疾患による離職者数です。354人が公立小学校で、194人が公立中学校です。教員の退職者が小学校で16、467人、中学校で8、132人ですから、それぞれ離職者の2.1%、2.4%にもなります。

病気のために離職した方が小学校で597名、中学校で308名います。ということは病気を理由に退職した方の59%と63%という割合になります。これはほぼ休職者の中の精神疾患によるものの割合と同じになります。

このコラムの③でお知らせした精神疾患者の割合は教員の約1%ですから、休職者の2倍ほどの割合で退職されていることになります。

	定年	病気()は 精神疾患	死 亡	計	病気休職者数 ()は精神疾患
小学校	10306	597(344)	217	16467	3969(2412)
中学校	4418	308(179)	137	8132	2454(1620)

知ってるってつもい・Q&A

健康診断は受ける義務がある？

Q 1学期から夏休みにかけて職場で様々な健康診断がありました。その中で「職員は健康診断を受ける義務がある」という意味の説明がありました。健康診断を受ける受けないは個人の判断ではないでしょうか。

A 結論から申しますと、健康診断は受診しなくてはなりません。労働安全衛生法では第66条で健康診断について定められており、第一項に「事業者(雇用主)は、労働者に対し、医師による健康診断を行わなければならない。」という規定があります。その健康診断の内容や実施期間等は厚生労働省令で詳しく決められています。

一方、労働者にとっては第5項で「労働者は、事業者が行なう健康診断を受けなければならない。」と受診義務が定められています。よく「3ヶ月以内に胃のレントゲン検査を受けた方はお申し出ください」など説明を受けるように、個人的に受診した場合は、その診断結果を提出すればよいことになっています。

このように、職場の健康診断は、使用者にとっても労働者にとっても義務になっていますが、これは、長い年月をかけて労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進するために実施されるようになった労働者の権利であることを忘れてはいけません。



「教育研究集会2011 in千葉」に参加して

中西新太郎氏（横浜市立大学教授）の記念講演「いま、子どもとともに社会をつくる」で始まったこの教育のつどいは、一貫して私に、子どもたちにとっての確かな学力とは何か、ゆたかな人間性を保障する教育とは何かということを考えさせてくれるものでした。

「今の社会はひとりひとりが社会の一員としていっしょに生きているという気持ちがもちにくい、すぐそばにいる人間を自分と同じ人間として見、仲間として受け入れていっしょに生きていこうという感情がもてないそういう社会になってきている。

そんななかで、子どもたちは、自分以外は信じられない、他の人間は自分を陥れる存在と思っている生活しているのではないか。そして、その孤独と不安から抜け出そうとして、学級で子どもたち同士が序列をつくり、自分の生きていくことのできる居場所をつくっているのではないか。今の学級にはカースト制度が存在する。」という中西先生の言葉になるほど納得させられました。そして、それなら、「共に学び、共に支えあって生きていく力をつける実践」についてしっかり学びたいと思いました。これは私が参加した分科会のレポートのなかで特に心惹かれたレポートの一部です。

私たちが朝の3分間スピーチというのはよくやります。しかし、こんな風に子どもたちを優しい目で見、子どもから学ぼうとしているのでしょうか。「発表のしかたは・・・」「よい発表のための話形は・・・」と始まる実践のなかで、はたして子どもたちはT先生のクラルの子どもたちのように、話を次々とつなげ、繋がっていくことができるのでしょうか。若いT先生の「話形ってなんですか？」という無邪気な質問に言葉が詰まってしまう

生活科・総合学習の分科会

つながりあう学び～ひびきあう子どもたちの姿～ W/T先生のレポートより

＜朝の会「発表の時間」＞

一日のはじまりは、朝の会からです。朝の会では子どもたちの「発表」の時間があります。発表とは、子どもたちが自由にお話をする場で、「今日ダンゴムシをみつけました。」「ザリガニをもらいました。学校でかいたいです。」「・・・」などみんなに伝えたいことがつまっています。放課後、雑木林でコクワガタを見つけて、「これ、明日絶対発表するんだ」と話している子どもたちを見ると、発表の時間を楽しみにしていることが、伝わってきます。＜中略＞ たわいのないやりとりも子ども同士が繋がる機会としていいな、と感じています。また、自ら話しをすること、友達の話聞く中で、興味が生まれたり、なぞがでたり、自分の経験に照らしてみたり、新しい認識を獲得したり、共有する、生活の授業につなげるという視点をもって取り組んでいます。たとえばこんなやりとりもありました。「カマキリをみつけました。」「どこでみつけたの?」「それ何かマキリ?」いろいろな質問がでます。虫好きの子が「カマキリってバツ食うんだぜ。」と声をあげ「そうだよ、肉食なんだよ。」といった風に自分の知識や経験を話し始めます。そんなやりとりのなかで、子どもって言葉を獲得していくのかと気がつかされたり、こんなことに疑問や関心をもっているのかと知ったりすることもできます。・・・